

短時間勤務会計年度任用職員
採用試験受験案内

令和8年1月29日

岡山県福祉相談センター 総務企画課
〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1
直通電話 (086)235-4844

受付期間 令和8年1月29日（木曜日）から 2月10日（火曜日）まで

岡山県福祉相談センターでは、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員を次のとおり募集します。

なお、岡山県議会定例会において、当該募集に係る予算が議決されない場合は、採用を中止します。

募集する職種	任用予定人数	試験日（予定）
一時保護休日相談員	3名程度	
一時保護夜間対応相談員	3名程度	令和8年2月16日（月曜日）から 令和8年2月25日（水曜日）までの間で当センターが指定する日時 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
夜勤代替職員	30名程度	

※勤務条件、報酬等、応募資格、業務内容等の詳細については【個別事項】をご覧ください。

1 勤務場所、任用期間、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県福祉相談センター（岡山市北区南方2-13-1）

(2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(3) 応募資格（応募資格は【個別事項】もご覧ください。）

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

イ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当しない者

2 週休日、休暇等

(1) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

(2) 年次休暇（有給）

週の勤務日数、任用期間及び県のいづれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

(3) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・ 有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊娠婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加、私傷病）
- ・ 無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊娠疾病、公務上の傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

3 通勤に関する費用

実費弁償（上限あり）：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給します。

マイカー通勤は可能ですが、駐車場は各自手配（自己負担）となります。

4 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和8年1月29日（木曜日）から令和8年2月10日（火曜日）まで

郵送の場合、令和8年2月6日（金曜日）までの消印があるものは有効です。

封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留扱いが望ましい）。

※申込みを受理し受験を認めた場合は、令和8年2月13日（金曜日）の午後5時までに履歴書に記載の電話番号に連絡します。

- (2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
(3) 受付場所 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県福祉相談センター総務企画課
(4) 提出書類
- ① 履歴書 (様式1)
 - ② 学歴・職歴確認書 (様式2) ※ 夜勤代替職員以外の職種用、または夜勤代替職員用
 - ③ 兼業（予定）申出書 (様式3) ※ 下記『6 その他（3）』に該当する方のみ
 - ④ 「特定性犯罪事実該当者」に該当しない旨の誓約書（別紙様式）
 - ⑤ 必要とする資格を証する書類（写）※ 確認のため原本は試験日に持参してください。

5 採用試験

- (1) 試験日 上記の試験日（予定）のとおり ※日時等は別途連絡します。
(2) 試験会場 岡山市北区南方2-13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）内
岡山県福祉相談センター
(3) 試験内容 面接（業務遂行能力、人柄等に関する口述試験）
(4) 必要な物 筆記用具を持参ください。
(5) 合否決定 得点の高い順に決定します（一定の基準に達しない場合は不合格とします）。
(6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、令和8年3月9日（月曜日）までに郵送で通知します。
(7) その他

- ・試験の成績については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定により、窓口で情報提供を受けることができます。
- ・提供する情報は受験者本人の得点及び順位で、合格又は不合格を通知した日から1か月間、岡山県福祉相談センター総務企画課で受け付けます。本人確認書類（免許証等）をお持ちの上お越しください。
- ・法定代理人の方が本人に代わって提供を希望する場合は、法定代理人自身の本人確認書類と、法定代理人であることを証明する書類（委任状等）を持参してください。
- ・電話等による情報提供はできません。

6 その他

- (1) 勤務条件の詳細については、規則によることとします。
(2) 地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
(3) 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前に、その旨を申し出てください。
公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

【個別事項】

職種：一時保護休日相談員

<勤務条件>

【勤務時間】

1日7時間45分（8時30分～17時15分、うち休憩時間60分）

週29時間以内

【勤務日数】

月8日以内

（原則週2日、勤務日は土曜、日曜、祝日、年末年始のローテーション勤務で、相談の上、決定）となるよう割り振り

※公務の都合により他の勤務日及び勤務時間に振り替えることあり

※所定の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合は、事前命令により時間外勤務あり

<報酬等>

【基本報酬】

日額11,820円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和8年1月現在）

【通勤費用】

一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、

一般職員に準じて地域手当（日額×4%）に相当する報酬、時間外勤務を行った場合は時間外勤務手当に相当する報酬を支給

<社会保険等>

- 雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険は適用されない
- 公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険、或いは公務災害補償に準じた補償を適用

<応募資格>

次のいずれかに該当すること

- 児童福祉司として従事した経験を有する者
- 児童心理司として従事した経験を有する者
- 保健師、保育士、教員、児童指導員等の資格や免許等を有する者
- 学校教育法に基づく大学において、児童福祉学、心理学、教育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 児童福祉事業に熱意があつて前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

<業務内容>

児童相談所において、休日における児童虐待通告の受理、緊急一時保護の要請や電話相談等への対応に関する次の業務を行う。

- 児童虐待通告の受理及び連絡
- 緊急一時保護の要請に対する連絡
- 電話相談等への対応
- 一時保護児童受入に係る側面的支援
- その他関連業務に關すること

【個別事項】

職種：一時保護夜間対応相談員

＜勤務条件＞

【勤務時間】

1日14時間15分（17時15分～翌8時30分、うち休憩時間60分）

週29時間以内

【勤務日数】

月4日以内

（原則週1日、勤務日はローテーションで、相談の上、決定）となるよう割り振り

※公務の都合により他の勤務日及び勤務時間に振り替えることあり

※所定の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合は、事前命令により時間外勤務あり

＜報酬等＞

【基本報酬】

日額17,690円以内で学歴・職歴を考慮して決定（令和8年1月現在）

【通勤費用】

一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、

一般職員に準じて地域手当（日額×4%）に相当する報酬、
時間外勤務を行った場合は時間外勤務手当に相当する報酬
を支給

＜社会保険等＞

- 雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険は適用されない
- 公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険、或いは公務災害補償に準じた
補償を適用

＜応募資格＞

次のいずれかに該当すること

- 児童福祉司として従事した経験を有する者
- 児童心理司として従事した経験を有する者
- 保健師、保育士、教員、児童指導員等の資格や免許等を有する者
- 学校教育法に基づく大学において、児童福祉学、心理学、教育学を専修する学科
又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 児童福祉事業に熱意があつて前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者

＜業務内容＞

児童相談所において、夜間における児童虐待通告の受理、緊急一時保護の要請や電話相談等
への対応に関する次の業務を行う。

- 児童虐待通告の受理及び連絡
- 緊急一時保護の要請に対する連絡
- 電話相談等への対応
- 一時保護児童受入に係る側面的支援
- その他関連業務に関すること

【個別事項】

職種：夜勤代替職員

<勤務条件>

【勤務時間】

1日15時間45分（17時～翌8時45分、断続的労働勤務による）

週29時間以内

【勤務日数】

月4日以内

（原則週1日、勤務日はローテーションで、相談の上、決定）となるよう割り振り

※公務の都合により他の勤務日及び勤務時間に振り替えることあり

※所定の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合は、事前命令により時間外勤務あり

<報酬等>

【基本報酬】

日額15,220円以上15,800円以内で学歴・職歴を考慮し決定（令和8年1月現在）

【通勤費用】

一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、

一般職員に準じて地域手当（日額×4%）に相当する報酬、

時間外勤務を行った場合は時間外勤務手当に相当する報酬
を支給

<社会保険等>

・雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険は適用されない

・公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険、或いは公務災害補償に準じた
補償を適用

<応募資格>

次の各号に掲げる要件を満たす者

（1）入所児童への処遇について、必要な知識と経験を有する者

（2）職務を行うに適する健康な心身を有する者

<業務内容>

児童相談所の一時保護所における入所児童への処遇に関する次の業務を行う。

（1）入所児童の生活指導に関する補助

（2）入所児童の健康管理に関する補助

（3）一時保護児童受入に関する補助

（4）その他関連業務に関すること

特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の定義

◎学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）（抄）

（定義）

第二条（中略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十二条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十二条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの